

内閣府 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
バイオガス・バイオマスエネルギー等に関する意見

2021年6月21日
弁護士 佐藤 泉

1. バイオマスエネルギー資源の種類

- ① 家畜排せつ物
- ② 家庭発生動植物性残渣（生ごみ・ディスプレイ）
- ③ 事業系動植物性残渣（店舗）
- ④ 事業系動植物性残渣（工場）
- ⑤ 事業系廃油（てんぷら油・グリストラップ汚泥）
- ⑥ 下水道汚泥
- ⑦ し尿・浄化槽汚泥
- ⑧ 農業集落排水汚泥
- ⑨ 剪定枝・流木・建設廃棄物
- ⑩ 衣料品・繊維くず（端切れ・糸）、古着
- ⑪ 古紙
- ⑫ 農業・漁業・林業から出るバイオマス残渣
- ⑬ 紙おむつ 等

2. 上記はいずれもそのまま又は何らかの加工により発電原料となる

- 低炭素化社会において、重要な未利用資源
- 技術的には実現可能なものがほとんど
- 物質ごとにどう集めるかを検討する必要がある

3. 課題

- 輸送・加工・発電にかかる法律の適用が不明確
- 自治体の利用促進施策が十分ではない
- 手間・コスト等を考慮すると採算性が低い
- 再生可能エネルギーを使いたい企業とのマッチングが困難
- 都市ガス・系統連結が困難

4. 法的課題

(1) 廃棄物該当性

従来は未利用であったため、行政は廃棄物に該当すると指導する傾向がある。
廃棄物該当性の判断基準が恣意的、行政への説得が困難、断念する例が多い

廃棄物該当性の判断基準

○環境省の行政処分の指針（環循規発第 2104141 号令和 3 年 4 月 14 日）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

通常取り扱い方法・有価性がネック

○輸送費の取り扱い（環廃対発第 1306281 号環廃産発第 1306281 号 平成 25 年 6 月 28 日）

輸送費込みで手元マイナスでも、輸送中廃棄物に該当しないと示唆

○徳島木くずボイラー事件判決（徳島地裁平成 19 年 12 月 21 日判決）

「定量供給装置を介して密閉炉に定量供給されている」「保管・品質管理がなされている」廃棄物に該当しない。

○水戸木くず再審事件判決（東京高裁平成 20 年 5 月 19 日判決）

「一連の経済活動の中で価値ないし利益があると判断されているか否かを実質的・個別的に検討する」

私の個人的見解では、裁判ではほとんどのケースで廃棄物に該当しないと認められるはず。事業者及び行政は過剰反応ではないか。ただし、ドラム缶の手作りボイラーなど極端な例も見受けられる。不法投棄・不適正処理の温床になることを行政は警戒か。

→提案 民間で第三者認証基準・認証制度を作ってはどうか。

運営主体・環境法令遵守・施設の管理基準適合性により
廃棄物該当性を否定する。

(2) 一廃と産廃の区分

廃棄物となる場合、一廃と産廃の区分があるため、許認可が複雑

産廃の場合、県外廃棄物受入れが困難（自治体の独自規制）

一廃の場合、広域受入れが困難（自区内処理の原則・処理計画整合性）

産廃と一廃の施設許可基準が違う

迷惑施設による立地規制・・・都市計画審議会の開催頻度が低い
認められない場合もある

農地転換に時間がかかる。工場団地等の土地利用規制

一廃と産廃の混合処理を規制する自治体がある

結果として合理的な運用ができない。採算性の悪化

施設許可に時間がかかりすぎる、焼却施設と熱分解施設の区別が不透明
自治体は焼却と位置付ける場合が多く、ハードルが高い
メタン発酵の場合、自治体により脱水施設が15条施設該当と運用される。

→提案 廃棄物に該当しないという運用が一番簡便
料金設計を検討する 一連の経済活動での価値・合理性

(3) 中間処理後物の活用

最初は廃棄物に該当するとしても、スラリー化、固形燃料化により廃棄物該当性から卒業する扱いも重要。

(4) 輸送の効率化

廃棄物に該当しないという判断により、一般貨物の利用が可能
戻り便の活用が重要・・・低炭素化に貢献
郵便車、タクシー、鉄道、船等のモーダルシフトも重要
容器、コンテナ開発、トレーサビリティのIT化等による規制緩和が可能か。

(5) 下水処理施設の有効活用

国土交通省 下水処理場における地域バイオマス 利活用マニュアル 2017年
<https://www.mlit.go.jp/common/001271003.pdf>

→ もっと重要視されてもよいのでは
農水省・国交省がさらにバックアップする必要がある。
都道府県や市町村に頼りすぎではないか

(6) 専ら物への指定

再生可能エネルギーに利用可能な資源は、もっぱら物と位置付けてはどうか
廃棄物処理法第7条第1項 14条第1項の特例、業の許可不要
最高裁第二小法廷決定昭和56年1月27日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律一四条一項ただし書にいう「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは、その物の性質および技術水準等に照らし再生利用されるのが通常である産業廃棄物をいう。

専ら物は、廃棄物であるが、処理業の許可は不要、マニフェストも不要、処理料金を請求できる。

5. 利用の拡大

○一般廃棄物の処理料金が安いことが、未利用資源の活用を妨げている。

例) 廃油を産廃として処理すると処理料金は高い

食品残渣と混ぜて事業系一般廃棄物として処理すると処理料金は安い

農業・漁業・林業については、廃棄物処理法の適用が不十分

→ 参加への経済的インセンティブが必要

○事業系一般廃棄物の処理料金は地域差が大きい

[全国縦断！『事業系一般廃棄物搬入手数料の動向』2018年版（月刊廃棄物、人口9万人以上の都市にアンケート調査） - 東京23区のごみ問題を考える \(goo.ne.jp\)](#)

補助金・税金補填等により、施設の受入れが安価なため、民間では採算が合わない

○ 再生可能エネルギー購入者へのインセンティブ

廃棄物を削減できる、再生可能エネルギーを購入できるというダブルのインセンティブ 奨励金・報奨金・税制上の優遇等 経済価値として活用できないか

○ 系統連系、都市ガス連係を合理化・簡素化・迅速化すべき

以上